

○東京科学大学リサーチインフラ・マネジメント機構コアファシリティセンター  
共用設備等他大学等学生及び教職員年間パスポート制度実施内規

令和6年11月28日

リサーチインフラ・マネジメント機構長制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京科学大学（以下「本学」という。）において、他大学等学生及び教職員に、東京科学大学リサーチインフラ・マネジメント機構コアファシリティセンター（以下「センター」という。）における共用設備等（以下「共用設備等」という。）のセルフ利用を可能とする年間パスポート制度の実施に関し、必要な事項を定めるものである。

2 他大学等学生及び教職員の共用設備等の利用については、この内規に定めがあるもののほか、東京科学大学リサーチインフラ・マネジメント機構コアファシリティセンター共用設備等の利用に関する要項（令和6年11月28日リサーチインフラ・マネジメント機構長制定）の定めるところによる。

(目的)

第2条 東京科学大学リサーチインフラ・マネジメント機構コアファシリティセンター共用設備等他大学等学生及び教職員年間パスポート（以下「パスポート」という。）制度は、本学が、他大学等学生及び教職員に共用設備等のセルフ利用のため必要となるパスポートを発行することによって研究設備利用の門戸を開くことにより、多様な形態で協働し、かつ、双方の知の融合によって社会に役立つ新しい価値を創造することを目的とする。

(定義)

第3条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 他大学等 日本国内に設置されている本学以外の大学（大学院、短期大学を含む。）、高等専門学校及び省庁大学校をいう。
- 二 他大学等学生及び教職員 他大学等における正規課程の学生又は他大学等を本務とする教職員の身分を持つ者（本学の特別聴講学生や非常勤講師等の身分を有する者を含む。）であって、所属の責任者（学生の場合は指導教員。以下「責任者」という。）の下、研究活動を行っている者をいう。
- 三 セルフ利用 パスポートを所持する他大学等学生及び教職員が、センター職員の指導の下で共用設備等を直接操作することをいう。

(発行手続)

第4条 他大学等学生及び教職員の責任者は、当該他大学等学生及び教職員へのパスポートの発行を希望する場合は、所定の申請書により申し込むものとする。

2 東京科学大学リサーチインフラ・マネジメント機構コアファシリティセンター長（以下「センター長」という。）は、前項の申込みがあったときは、パスポート発行の可否を決定し、責任者並びに他大学等学生及び教職員に通知するものとする。

(発行条件)

第5条 パスポートを申請する際、他大学等学生及び教職員は、所属機関において学生教育研究災害傷害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）又はこれらに類する保険としてセンター長が認める保険に加入していなければならない。

（年会費）

第6条 パスポート発行の通知を受けた責任者は、所定の期日までにパスポートの年会費（以下「年会費」という。）を本学に納付しなくてはならない。

2 年会費は、36,000円（消費税込）とし、有効期間途中の申請であっても同額とする。

3 既納の年会費は、返還しない。

（有効期間）

第7条 パスポートの有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、故意又は過失の有無にかかわらず、ただちにパスポートを無効にするものとする。

一 年間パスポート申込時に他人名義や架空名義の利用、虚偽記載等、事実と異なる記載がある場合

二 利用が国内法令等に違反し、又はその恐れがある場合

三 利用が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断される場合

四 利用が本学の業務遂行上の支障になると認める場合

（許可される活動）

第8条 パスポートを所持する他大学等学生及び教職員は、本学の業務遂行に支障がない範囲において共用設備等をセルフ利用することができる。ただし、利用の際は、本学の身分を持つ利用者の利用が優先となる。

（利用料金の納付）

第9条 パスポートを所持する他大学等学生及び教職員が共用設備等を利用した際、責任者は、センターの各部門が別途定める利用料金表に従い、利用料金を所定の期日までに本学に納付しなくてはならない。

附 則

1 この内規は、令和6年11月28日から施行し、次項の規定以外の規定は、令和6年10月1日から適用する。

2 東京工業大学オープンファシリティセンター共用設備等他大学等学生年間パスポート制度実施規程（令和4年OFC規程第1号）は、廃止する。

附 則（令7.9.9）

この内規は、令和7年10月1日から施行する。